

(仮訳)

プレス・リリース

2019年1月14日

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは最終化されたマーケット・リスクの自己資本規制枠組みとバーゼル銀行監督委員会の作業計画を承認

2019年1月14日(月)にバーゼルで開催された会合において、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)は、マーケット・リスク規制の枠組みに係る一連の改定とバーゼル委の2019年の戦略的重点分野及び作業計画を承認した。

本日、GHOSによって承認されたマーケット・リスク規制の枠組みの改定は、当該規制の設計と所要自己資本水準を、以下の通り改善するものである。

- トレーディング・ポートフォリオが小規模である、または複雑でない銀行向けの簡易的な標準的手法の導入
- マーケット・リスクの所要自己資本の対象となるエクスポージャーの範囲の明確化
- 外国為替リスク、インデックス商品及びオプションの取扱いの改定による標準的手法のリスク感応度の向上
- 一般金利リスク、外国為替リスク及び一部の信用スプレッド・リスクのエクスポージャーに適用される標準的手法のリスク・ウェイトの改定
- 銀行の内部リスク管理モデルが、個々のトレーディング・デスクのリスクを適切に反映しているかを検証するためのプロセス(いわゆる、損益要因分析テスト)の改良
- 内部モデル化に適したリスク・ファクターを特定するための要件の改定と、モデル化不可能と判定されたリスク・ファクターに適用する所要自己資本の改定

これらの改定にあたっては、バーゼル委が実施した定量的影響度分析の結果を参考にした。改定された枠組みの実施後、マーケット・リスク全体に係る所要自己資本は、バーゼル2.5と比べ、加重平均でみて約22%増加する見込みである。一方、2016年に公表した枠組みのもとでは、当該所要自己資本は、加重平

均でみて約 40%増加する見込みであった。マーケット・リスクのリスク・アセット（RWA）が全RWAに占める割合は、約5%となお低位に止まる。

改定されたマーケット・リスク規制の枠組みは、2017年12月のGHOSで承認されたバーゼルⅢの最終枠組みと同様に、2022年1月1日から適用開始となる。マーケット・リスク規制の枠組みの背景、目的及び全体的な影響は、同時公表された解説資料に示されている。

GHOSは、バーゼル委の2019年の戦略的重点分野及び作業計画についても承認した。バーゼル委の2019年の作業計画は、以下の4つの戦略的重点分野に焦点を当てている。

- (i) 継続検討中の規制改革の最終化と、必要な場合における限られた範囲での新たな規制案件の検討
- (ii) 金融危機後の規制改革の影響評価・モニタリング及び台頭するリスクの評価の実施
- (iii) 強固な監督の促進
- (iv) バーゼル委による金融危機後の規制改革の完全、適時かつ統合的な実施の確保

GHOS議長であるマリオ・ドラギ欧州中央銀行（ECB）総裁は、「マーケット・リスク規制の最終的な改定は、金融危機後のバーゼルⅢ規制改革をより明確なものとし、銀行及び監督当局が本規制を適時に実施することを可能とした。今後、バーゼル委は、金融危機後の規制改革に係る影響評価と銀行システムにおいて新たに台頭する脆弱性への対応に、より注力していく」と述べた。

バーゼル委議長であるステファン・イングベス・スウェーデン中央銀行総裁は、「本日、GHOSにより承認されたマーケット・リスクの自己資本基準の改定は、残されていた規制設計及び所要自己資本の水準調整上の課題を解決し、その適時な実施を促すものである。今後、バーゼル委は、金融危機後の規制改革の影響評価を継続し、台頭するリスクのモニタリングを行うとともに、従来からの重点分野である強固な監督についても改めて取り組んでいく」と述べた。